

立山町社会福祉協議会表彰要領

(趣 旨)

この要領は、社会福祉法人 立山町社会福祉協議会表彰規程に基づき、社会福祉に功績のあった者及び社会福祉活動に協力、援助した者に対し、表彰又は感謝の意を表してその功績を讃え、労をねぎらい、もって社会福祉事業の進展に資することとする。

(表彰の該当者)

1. 社会福祉団体

- (1) 現に活動を行っている下記の者とする。

社会福祉事業に関する諸活動が優良であり、その機能が十分に発揮されている団体・グループ

- (2) 上記(1)に該当する者であっても、社会福祉事業関係ですでに下記の表彰を受けた者は除くものとする。

県知事又は県社協会長若しくはこれより上位の表彰

2. 社会福祉事業関係者

- (1) 現に社会福祉事業に従事している下記の者とする。

ア. 社会福祉施設及び福祉団体の役員として、10年以上にわたり活動に従事し功績顕著な者

イ. 上記在職期間が10年未満であっても特にその功績が極めて顕著である者

上記ア、イの在職期間については、その期間中において中断されている場合は、その期間を通算するものとする。

- (2) 上記(1)に該当する者であっても、社会福祉事業関係ですでに下記の褒章又は表彰を受けた者は除くものとする。

ア. 藍綬褒章又は黄綬褒章

イ. 県知事又は県社協会長若しくはこれより上位の表彰

3. 民生委員、児童委員

(1) 現に民生委員、児童委員の職にある下記の者とする。

ア. 在職期間が9年以上であり、功績顕著な者

イ. 在職期間が9年未満であっても特に功績顕著な者

上記ア、イの在職期間については、その期間中において中断されている場合は、その期間を通算するものとする。

(2) 上記(1)に該当する者であっても、前記2の(2)に該当する者は除くものとする。

4. 社会福祉事業協助者

現にボランティア活動の実践者で下記の者とする。

(1) 社会福祉施設、地域社会において10年以上にわたりボランティア活動を続け、その活動が優良で他の模範となる団体、グループ又は個人

(2) 上記の者で、その活動が10年未満であっても特にその功績が顕著な者

上記(1)(2)における活動期間及び該当者の除外に関する取り扱いについては、前記2の(1)(2)と同様とする。

(感謝の該当者)

1. 社会福祉事業関係者

過去において、5年以上社会福祉施設及び福祉団体の長或いは事務局長に従事し功績顕著な者で、前段表彰の該当者2による表彰を受けていない者とする。

2. 社会福祉事業協助者

社会福祉事業に協力、援助を行っている下記の者とする。

労力的、経済的又はその他の方法によって社会福祉事業団体及び施設の事業並びに民生委員、児童委員の活動に対し積極的に協力・援助を行った者